

## 専門業務型裁量労働制適用者の勤務管理について

専門業務型裁量労働制とは、研究業務の性質上その遂行手段及び時間配分を職員の裁量に委ねるものです。裁量労働従事者が所定労働日に勤務した場合には、実際の勤務時間にかかわらず所定の時間勤務したものとみなすため、研究業務の都合に応じて出勤及び退勤時間を決めることができます。

従前より、専門業務型裁量労働制に関する労使協定（以下、労使協定）第8条により、裁量労働従事者の健康と福祉を確保する目的で、毎月の勤務状況の報告をいただいておりますが、この度、労働安全衛生法が改正され、健康管理の観点から、裁量労働従事者についても「労働時間」の状況を適切な方法により把握することが義務付けられました。

つきましては、法改正への対応のため、従来使用していた勤務状況報告書の様式を見直すことといたしましたので、平成31年4月1日以降の勤務については、勤務の開始時刻と終了時刻を記載の上ご報告いただくようお願いいたします。

### ○専門業務型裁量労働制の対象となる職員

次の職員の内、以下の要件を満たす者に専門業務型裁量労働制が適用されます。

- ①主として研究の業務（授業時間が1週の勤務時間の概ね5割に満たないもの）に従事する教授、准教授及び講師
- ②専ら研究の業務に従事すると認められる助教、助手、研究員（助教については授業等に従事する授業時間が1週の勤務時間の1割程度以下であることを要します。）
- ③出版事業における編集の業務等に従事する特定専門員（労働基準法施行規則第24条の2の2第2項及び関連法令等に定める職務に限る）

### ○「労働時間の状況」の報告方法（平成31年4月1日以降勤務分より）

- ・毎月提出いただいている勤務状況報告書に日々の勤務の開始時刻と終了時刻を記載してください。休憩時間を厳密に記載する必要はありません。
- ・大学での勤務時間の他、出張・研修等の学外での勤務時間も含みます（兼業の従事時間は除きます）。
- ・研究については、「業務」として研究に従事する場合と「自主研究」（業務時間外や休日において自己の責任で行う研修・研鑽）を行う場合とを区別していただき、「業務」を行った時間の記載をお願いします。

### ○補足事項

#### ①裁量労働制は、勤務日を自由に選択できる制度ではありません

所定の勤務日は月～金曜日（週5日）です。土・日、祝日は休日なので大学から命じられた業務（出張、入試等）以外は、原則勤務できません。また、業務上の都合により休日

と定められた日に勤務を命じる場合は、勤務日を振り替えて休日とします。休日の振替は、勤務した時間にかかわらず1日を単位として振り替えてください。

②裁量労働制により深夜（22：00～5：00）に勤務をすることはできません

労使協定により、深夜勤務を行う場合は、その勤務時間及び内容を明確にした上で事前申請が必要です。業務命令・承認のない深夜勤務はできません。なお、深夜勤務を行った場合は夜勤手当が支給されます。

③兼業は本学の労働時間に含めません

兼業は本学の正規の業務ではないので、兼業従事時間は本学の労働時間に含めません。平日に兼業のみを行った場合は本学の勤務日とはなりませんので、年次有給休暇の取得が必要になります。休日勤務の振替日に1日兼業を行うことはできますが、過重労働になると判断される場合、兼業が制限されることがあります。

以 上